平成２７年（フ）第１１１８号
福岡県糟屋郡久山町大字山田1550番地10、前住所佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4332番地45　厚花第二ビル305号
破産者　田中　弘之
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１３１号
福岡県春日市弥生５丁目26番地
破産者　古賀　義信
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５０３号
福岡市博多区博多駅東３－３－10　博多駅東三丁目住宅815号室、住民票上の住所福岡市博多区博多駅南１丁目15番15―503号
破産者　上園　　修
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９５１号
福岡県糸島市波多江駅北１丁目３番１―707号
破産者　佐野　道雄
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１５５号
福岡市博多区住吉５丁目30番12―205号、前住所長崎市かき道１丁目18番９号
破産者　濱崎　幸平
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１６２号
福岡市城南区友泉亭16番21号、前住所福岡市城南区長尾２丁目28番２―206号
破産者　有田　泰明
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２１０号
福岡県糸島市井原1102番地３
破産者　菅　　将伸
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３８号
青森県五所川原市字一ツ谷518番地１　クレバーハイツ201
破産者　澁谷　　学
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第２３６号
千葉県流山市向小金２―223―９　ガーデンテラスＫ．Ｎ102号室、住民票上の住所茨城県土浦市大町11番36号
破産者　磯山　隆一
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２３５号
茨城県かすみがうら市下土田80番地２
破産者　佐藤こづえ
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１２７号
茨城県稲敷郡阿見町大字荒川本郷2393番地３
破産者　菊地　律夫
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２４８号
埼玉県三郷市彦野１丁目134番地　エステートピア宮田Ｂ201
破産者　賀佐　清志
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２６３号
さいたま市岩槻区馬込234　医療法人ひかり会クリニカル病院、開始決定時の住所埼玉県春日部市上蛭田149番地14
破産者　オルブロード・アミーこと　楠本　正
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２９１号
埼玉県春日部市下柳808番地１、住民票上の住所埼玉県さいたま市緑区大字中尾2415番地１　(104)
破産者　沢田　　猛
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
兵庫県姫路市東辻井４丁目４番17号シャトウモリ201号
破産者　河本　英和
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４５号
鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安202番地
破産者　中野　　功
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第９８号
青森県黒石市境松２丁目56番地
破産者　盛　　誠三
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第２９号
秋田県鹿角市八幡平字中川４番地１
破産者　畠山　英勇
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部